令和7年度電波の利用状況調査に係る
電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する
意見募集結果
（各種無線システム及び公共業務用無線局）
及び提出された意見に対する電波監理審議会の考え方
並びに意見募集時からの修正

意見募集の結果（全体概要）

■ 意見募集対象

・令和7年度電波の利用状況調査（各種無線ｼｽﾃﾑ・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）
・令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）

■ 意見募集期間：令和８年６月16日（火）～７月15日（水）

■ 提出された意見の件数：７件【法人等３件、個人４件】（全体）

うち、各種無線システム（全般を含む。）に係るものは６件【法人等２件、個人４件】

公共業務用無線局に係るものは２件【法人等２件】

※　提出意見数は、意見提出者数としています。提出者の属性が不明なものについては、提出意見ごとに個人・1者と扱っています。

■ 意見提出者：法人等（五十音順）

(1) 各種無線システムの評価結果（案）に係る意見

・自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会
・ソフトバンク株式会社

(2) 公共業務用無線局の評価結果（案）に係る意見

・自営無線通信研究所
・ソフトバンク株式会社

■ 提出意見を踏まえた案の修正の有無：　無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（各種無線システム）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	1	各種無線システム（全般）	電波の有効利用の程度の評価にあたっては、電波天文業務等、受動業務のみを行なっている帯域が多くあることを考慮いただき、電波を発射する免許人や無線局の数及びその増減のみを根拠に有効利用の程度を評価しないようお願いいたします。 また、本評価結果を周波数再編アクションプランに反映する際も、受動業務の利用状況を十分に考慮いただき、既存の受動業務への有害干渉が生じないようご配慮いただきたくお願いいたします。	電波法令上、電波の利用状況調査及びその調査結果に基づく有効利用評価は、無線局を対象としており、その評価指標として無線局数等が定められております（電波法第26条の3）。 受信のみを目的とする受信設備は、調査・評価の対象外となっておりますが、電波天文業務は周波数割当計画において周波数分配がなされているとともに、電波法（第56条第１項）により、電波天文業務等の受信設備は、他の無線システムからの混信その他の妨害によりその運用が阻害されないよう、保護の対象となっております。 また、周波数再編アクションプランに関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無
ソフトバンク株式会社	2	各種無線システム 第二章 重点調査対象システムの調査結果に対する評価 第1款 映像STL/TTL/TSL(Bバンド) (4)評価	映像STL/TTL/TSL（Bバンド）が使用する周波数帯の移行先候補として、他の周波数帯（C/M/D/Nバンド）の既存システムへの代替可能性が示されていますが、C/M/Dバンドが含まれる6425～7125MHz帯はBeyond 5G/6Gに向けて、諸外国においてIMT利用や6G主要バンド化の検討が進展している帯域でもあります。このため、移行先の選定にあたっては、既存システム保護にも留意しつつ、将来的に既存・新規システムの双方に干渉調整や運用制約等の負担が生じないよう、6G導入に係る国際動向や国内の将来的なIMT需要を十分に踏まえ、IMTとの調和及び双方の発展を見据えた検討を進めることを要望します。	6.5GHz帯（6425～7125MHz）の5G/6G利用に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（各種無線システム）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
ソフトバンク株式会社	3	各種無線システム 第二章 重点調査対象システムの調査結果に対する評価 第2款 15GHz帯の電気通信業務用 (4)評価	15GHz帯の電気通信業務用のうち、WRC-27議題1.7においてIMT特定の候補とされている14.8-15.35GHzについては、現時点で当社として具体的な携帯電話サービスへの導入需要が顕在化しているものではありませんが、国際的な検討状況を注視する必要があると考えます。このため、評価結果案に記載のとおり、WRC-27における検討状況、国内における新たな無線システムへの需要、既存システムの移行方法等を踏まえ、引き続き調査・検討を行うことに賛同します。 また、14.4-14.5GHzについては、Ku帯衛星通信システムのアップリンクと周波数が重複している一方、15GHz帯電気通信業務の無線局数は減少傾向にあり、Ku帯衛星地球局は増加傾向にあることから、周波数利用ニーズの重心は衛星側に移りつつあるものと考えます。加えて、欧州では英国・仏国等において14-14.5GHz帯の固定業務の新規免許発行を終了している国が存在し、電波有効利用委員会報告においても、航空機・無人航空機でKu帯ブロードバンド衛星通信をより広範に利用したいとの意見が示されていますこれらを踏まえ、既存利用に十分配慮しつつ、14.4-14.5GHzを衛星向けにより使いやすくする方向で、15GHz帯電気通信業務を14.5GHz超等へ集約・移行することも含め、検討を進めることを要望します。	本案に賛成のご意見として承ります。 14～15GHz帯の衛星通信への利用及び既存システムの集約・移行に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（各種無線システム）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
ソフトバンク株式会社	4	各種無線システム 第三章 714MHz超の調査結果に対する評価 第3款 3.4GHz超8.5GHz以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 (3)評価	6GHz帯無線LANについては、AFCシステムの導入により、既存無線システムへの干渉を回避しつつ、SPモードによる屋外を中心とした利用が拡大し、新たな需要の創出が期待される点は有意義であると認識しております。 一方、6570～6870MHz帯を含む6425～7125MHz帯は、Beyond 5G/6Gに向けて、諸外国においてIMT利用や6G主要バンド化の検討が進展している帯域でもあります。このため、無線LANへの周波数拡張を先行して進めるのではなく、6G導入に係る国際動向や国内の将来的なIMT需要を十分に踏まえ、既存システム保護にも留意しつつ、IMTとの調和及び無線LAN・IMT双方の発展を見据えた検討を進めることを要望します。	6.5GHz帯（6425～7125MHz）の5G/6G利用に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無
ソフトバンク株式会社	5	各種無線システム 第三章 714MHz超の調査結果に対する評価 第4款 8.5GHz超15.35GHz以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 (3)評価	15GHz帯の利用方針については、本評価結果（案）第二章「重点調査対象システムの調査結果に対する評価」第2款「15GHz帯の電気通信業務用」に対して当社が提出した意見のとおり、WRC-27における国際的な検討状況や、国内における新たな無線システムへの需要、既存システムの移行方法等を踏まえ、引き続き調査・検討を行う方向性に賛同します。 また、近年増加傾向にある衛星通信システム（Ku帯等）の利用ニーズを踏まえ、14.4-14.5GHzを衛星向けにより使いやすくする観点から、上記の継続検討とあわせて、周波数の集約・移行の可能性も含め、検討を進めることを要望します。	本案に賛成のご意見として承ります。 14～15GHz帯の衛星通信への利用及び既存システムの集約・移行に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（各種無線システム）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
ソフトバンク株式会社	6	各種無線システム 第三章 714MHz超の調査結果に対する評価 第4款 15.35GHz超36GHz以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 (3)評価	ミリ波帯におけるローカル5Gの利用状況については、情報通信審議会　情報通信技術分科会　新世代モバイル通信システム委員会　ローカル5G検討作業班（第23回）資料23－1「ローカル５Ｇ検討作業班の審議再開について」に示されているとおり、基地局数がピーク時から約3分の1に減少しており（2026年3月末時点）、現状における利用は限定的な状況にあると認識しております。 このような利用状況が継続するようであれば、ローカル5Gの更なる普及拡大及び周波数の有効利用を推進する観点から、例えば全国事業者による補完的な利用が可能となるような方策を含め、検討を進めることが望ましいと考えます。	ローカル5Gの更なる普及拡大に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 なお、ローカル5Gの主なユーザは、地域の企業や自治体等、無線局の免許手続に関してあまり詳しくない方が想定されるため、ご提示いただいたとおり、総務省において、より一層の普及に資するよう、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討が開始されており、本評価に記載のとおり、その検討を推進することが適切と考えます。 併せて、ミリ波帯のローカル5Gの利用実態等に関しては、今後の総務省における調査の検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無
ソフトバンク株式会社	7	各種無線システム 第五章 総括 ＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞ ①調査について	評価結果（案）において、共用や移行等が求められるシステムや無線局数の増減等の変化が大きいシステムに対して調査周期を短縮し、それ以外のシステムより優先的に調査を行う方向性が示されたことについて賛同します。 共用・移行が求められているシステムは、他用途での利用ニーズが顕在化している場合が多く、これらシステムを重点的に調査することは電波の更なる有効利用の促進に資する取組であると考えます。 加えて、評価結果（案）において、免許人に対してヒアリングなどを行うことの有意性について示されているとおり、免許人への直接のヒアリングの実施については、「令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）」において先行的に実施され、システムごとの利用実態や共用・移行・デジタル化等に向けた課題の把握等に一定の効果があったものと認識しています。 共用や移行等が求められるシステムや無線局数の増減等の変化が大きいシステムにおいても同様の効果が期待できることから、次回調査より速やかに免許人ヒアリングを導入・実施することが適当であると考えます。	本案に賛成のご意見として承ります。 調査の見直しについては、本評価に記載のとおり、総務省において準備が整ったものから順次反映していただきたいと考えております。	無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（各種無線システム）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
個人１	8	全般	災害対応についても述べられているが、なぜ、原発事故時や、今 政府の武力政策により危険が高まっている 戦災について、言及が無いのか? 想定できないのであれば、原発政策も 軍国化も、やめていただきたい。	「評価に当たり考慮すべき事項」として、評価対象の無線局における「災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組状況」が項目としてあり、無線局が被害を受け得る一般的な災害として、地震、水害、火災などへの対策状況を挙げております。運用中の無線局が、災害等においても運用継続性を確保するための取組を評価の中で考慮するものです。	無
個人２	9	全般	「電波の有効利用の程度の評価結果」の評価事項に、「ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用」と有るが、「秩序の維持」は 削除すべきではないか。 「秩序」の文言は、戦前 偽の情報によって 政府が国民を騙した歴史を髣髴とさせる。 第一に 公共の安全であり、秩序は 自然に不随するものである。 秩序を優先し 公共の安全を侵害する事にならない様、「秩序の維持」を 削るべきだ。	「ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用」は、「評価に当たり考慮すべき事項」の「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」の中の一つの項目として、猶予期間なく電波の利用停止・周波数変更した場合における社会的影響について評価の中で考慮するものです。 評価対象の無線局には、公共の安全や秩序の維持を目的とする国の機関により運用されるものもあるため、そのように記載しております。	無
個人３	10	全般	電波の利用目的評価だが (「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」)、「広い範囲の事実報道を行い、国民の『知る権利』を満たすこと」も、付け加えるべきだ。 この15年で 日本のメディアは 「報道の自由度」を転落させ、偏向的な放送が まかり通っている。 ともすれば、政権・大資本の PR のごとき放送が、電波を埋め尽くす事態だ。 ファクトチェック・放送倫理チェックの設置義務化など メディアの公共性を高めるためにも、電波の公正性を計る文言を追加すべきだ。	「評価に当たり考慮すべき事項」として、「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」が項目としてあり、これについては、猶予期間なく電波の利用停止・周波数変更した場合における社会的影響について評価の中で考慮するものであり、放送の内容については意見募集対象外です。	無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（各種無線システム）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
個人４	11	全般	電波は国民共有の財産であり、特定の通信事業者の利益を肥大化させるための「私的な利権」として扱われるべきではない。電波の有効利用を評価するにあたっては、それが「通信の公共料金化」を促進する方向に寄与しているかを最優先基準とせよ。企業利益のための既得権益維持を許さず、国民が安価で安定した通信環境を享受できる権利を実質的に保障する電波行政への転換を強く求める。 電波の「公共料金化」という視点の欠如 電気・水道・ガスと同様に、通信は現代生活において必要不可欠な生存インフラである。それにもかかわらず、電波を割り当てられた通信事業者が独占的に市場を支配し、高止まりした料金を国民に課し続ける現状は、公共財の私物化と言わざるを得ない。今回の評価において、「有効利用」の判断基準が、単なる事業者の利便性や投資効率のみに置かれているのであれば、それは国民の共有財産を食い物にしているに等しい。電波は国民全体の権利であり、インフラとして「公共料金化」されるべきものである。今回の評価プロセスが、この視点を完全に欠落させていることを強く批判する。 既得権益の囲い込みを追認する評価結果の是正 評価結果が、既存の主要事業者による電波の囲い込みを追認し、結果として新たな競争を阻害し、通信コストの引き下げを妨げているのではないか。総務省には、通信事業者のロビー活動や過去の慣習に縛られず、国民の視点から「どれだけ安価に、誰もが平等にアクセスできているか」を評価指標の中心に据えることを求める。既得権益の維持は、進化するはずの通信市場を停滞させ、国際的な競争力をも削ぐ要因となっている。 透明な評価基準と国民への責任 総務省は、どのような根拠で「有効利用されている」と判断したのか、その基準を不透明なままにせず、徹底して公開する責任がある。通信事業者との密室での折衝や、形式的な審議会による追認は、もはや市民の納得を得られない。公共財を扱う行政官庁として、特定の企業の利益を最大化する「管理官庁」から脱却し、国民の利益を最大化する「公的機関」として、通信の未来を再設計せよ。 電波の有効利用とは、特定の企業の収益最大化ではなく、誰もが安価で安全な通信環境を享受できる社会の実現にある。私は今後も、総務省の電波行政が国民の手に取り戻されるまで、その不透明な評価過程を厳しく監視していく。本計画が、国民の生活コストを引き下げ、真にインフラとしての公共性を高めるものとなるよう、評価結果を根本から見直すことを強く求める。	本案は、総務省において実施された、携帯電話・BWA以外の無線システムに係る電波の利用状況調査の結果に対し、電波の有効利用の程度を評価したものであり、通信料金等に関するご意見については、本意見募集の対象外です。 電波の有効利用の程度の評価については、電波法第26条の3に基づき、無線局の数、通信量及び能率的な技術の導入状況の他、「電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令」に定めた事項の評価を行っております。また、評価に当たっては、具体的な評価の基準、方法等として有効利用評価方針を定め、公表しております。 （参考）有効利用評価方針 https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/research/yuko.pdf	無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（公共業務用無線局）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
自営無線通信研究所	1	公共業務用無線局（全般）	本報告書においては、公共業務用無線の現行アナログ方式における現状の課題、状況分析が的確に調査されており、デジタル移行、あるいは、適切な他システムへの代替等、総合的な観点から公共業務用無線局に対する施策状況が示されていると理解いたします。このような観点から、本利用状況調査に賛同いたします。 また、本報告書総括に示されたとおり、今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進に繋がることを期待するものです。	本案に賛成のご意見として承ります。	無
ソフトバンク株式会社	2	公共業務用無線局 第四章 総括	電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用の更なる推進につながることから有意義と考えます。 公共業務用無線局のデジタル化等については、令和3年8月31日「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書」で示されて以降、同懇談会配下のワーキンググループでの議論やフォローアップ等を経て、現在の「電波の利用状況調査」における調査の枠組みに至るまで、関係者による様々な取組を通じて着実に推進されてきたと認識しています。 今回から新たに導入された免許人への直接ヒアリングについては、これまでの調査票主体の確認とは異なり、デジタル化に関する免許人ごとの移行スケジュールや課題等をより具体的に把握し適切なフォローアップが可能となると想定されることから、より効果的な取組であると考えます。	本案に賛成のご意見として承ります。	無

意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（公共業務用無線局）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
ソフトバンク株式会社	2	公共業務用無線局 第四章 総括	（前ページからの続き） 　また、直近の周波数ひっ迫対策技術試験事務において、「公共業務用無線局のデジタル化に向けた最適な周波数配置等に伴う周波数共用に関する調査検討」が予定されており、デジタル化に向けた技術的条件の策定についても、今後一層の進展が期待されます。 　一方で、本報告書（案）に記載のとおり、デジタル方式の技術検討状況の注視が必要なもの、移行・代替先となる既存システム等が存在しないもの、あるいは通信相手との調整を要するためデジタル化等が困難なものなど、対応が容易でないシステムが存在します。これらについては、例えばこれまでの調査やヒアリングを通じて把握した課題等を踏まえ、システムごとに移行までのロードマップを策定し、その進捗を調査・評価するなど、システムごとの課題に応じた調査の在り方を検討していくことも合理的な一案と考えます。	（前ページからの続き） 　周波数ひっ迫対策技術試験事務に関するご意見については、周波数の更なる有効利用に向けたデジタル方式の技術的条件の策定のため、総務省における着実な取組を期待します。 　これまで、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において示された、各システムごとの取組の方向性に沿って調査・評価を行ってきたところ、各免許人において検討の結果、移行・代替先となる既存システム等が存在しないもの等が明らかになってきたところです。 　また、当該報告書の公表以降、携帯電話や衛星通信の新たなサービスが出現しており、報告書公表の時点から状況の変化が生じていると考えております。 　このため、本評価において、「技術面や予算面等の理由により、すぐにデジタル方式への移行ができないものについては、その是非や他システムへの代替も含め整理・検討を行うこと。」と記載しており、頂いたご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。	無

意見募集時からの修正

意見募集後の状況を反映するための修正等（各種無線システム）

修正概要	対象ページ※
① 700MHz帯衛星ダイレクト通信の検討状況について、令和8年6月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P57、58、60
② 920MHz帯空間型ワイヤレス電力伝送の屋外利用について、令和8年6月に制度整備が完了したため修正。	P59
③ 6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P91、96、97
④ ローカル5Gについて、「運用調整機関を活用した免許手続簡素化」に関して15.35～36GHzの評価結果（P125）で言及している一方で、その前段に現状の記載がなかったため、P93、123にアクションプラン記載状況及び情報通信審議会の状況を追記。	P93、123
⑤ 26GHz帯オークションについて、令和8年6月に落札者が決定、同年7月に認定が行われたため修正。	P120、125、163
⑥ その他、誤記等修正 ・900MHz帯活用方針のとりまとめ時期（P56） ・800MHz広帯域小電力・三次元測位の電監審答申時期（P58） ・表や図の注釈に、利用状況調査の資料向けの記載があったため、削除（P46ほか多数） ・別添１区分（３）の表「調査票調査(有効回答数)」に一部誤記があったため修正（P174、175）	P56、58、46、175ほか

※令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果のページ

これらの他、評価内容に関わらない形式的な整え、修正を行っております。

① 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（700MHz帯衛星ダイレクト）

修正概要	対象ページ
700MHz帯衛星ダイレクト通信の検討状況について、令和8年6月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P57、58、60

意見募集後の修正	意見募集時
この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）において「700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの共用条件等の技術的な検討を進め、令和8年中を目途に制度整備を行う。」と記載されており、令和8年6月に情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされた。これを受け、関係省令等の改正案について、同年7月から8月までの間、意見募集が実施されたことからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。	この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）において「700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの共用条件等の技術的な検討を進め、令和8年中を目途に制度整備を行う。」と記載されており、令和8年4月に情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の案について意見募集が開始されていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。
本周波数区分について、700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)の実現が期待されており、令和8年6月に情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされ、これを受け、関係省令等の改正案について、同年7月から8月までの間、意見募集が実施された。	本周波数区分について、700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)の実現が期待されており、情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」に係る衛星通信システム委員会報告（案）に関し、令和8年4月に意見募集に付された。
・700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、令和8年6月に、情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされ、関係省令等の改正案について、同年7月から8月までの間、意見募集が実施された。衛星ダイレクト通信は地上の基地局のエリア外での通信を可能とし、エリア面で有効利用の拡大に資するものであることから、早期の導入に向けた取組を期待する。	・700MHz帯における非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、令和8年4月に、情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について取りまとめた衛星通信システム委員会報告（案）に対する意見募集が実施された。衛星ダイレクト通信は地上の基地局のエリア外での通信を可能とし、エリア面で有効利用の拡大に資するものであることから、早期の導入に向けた取組を期待する。

② 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（920MHz帯WTP）

修正概要	対象ページ
920MHz帯空間型ワイヤレス電力伝送の屋外利用について、令和8年6月に制度整備が完了したため修正。	P59

意見募集後の修正	意見募集時
その他、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのさらなる普及に向け、屋外利用等のための技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年3月に電波監理審議会から答申が出され、同年6月に制度整備が実施された。	その他、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのさらなる普及に向け、屋外利用等のための技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年3月に電波監理審議会から答申が出されている。

③ 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（6GHz帯無線LAN）

修正概要	対象ページ
6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P91、96、97

意見募集後の修正	意見募集時
総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和8年4月に情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において『6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件』に係る委員会報告（案）をとりまとめ。同委員会報告案について、同年5月26日まで意見募集中。」としていたところ、同年7月に情報通信審議会から答申がなされており、同アクションプランに沿った検討等が進められた。	総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和8年4月に情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において『6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件』に係る委員会報告（案）をとりまとめ。同委員会報告案について、同年5月26日まで意見募集中。」としており、同アクションプランに沿った検討等が進められている。
・6GHz帯の無線LANについては、令和4年9月に制度整備され、前回調査から大幅に無線局数が増加している。さらなる利用拡大のため、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められ、令和8年7月に情報通信審議会から「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」の一部答申がなされた。引き続き、制度化に向けた対応とともに、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整するAFCシステムの構築や運用等に必要な検討を進めること。	・6GHz帯の無線LANについては、令和4年9月に制度整備され、前回調査から大幅に無線局数が増加している。さらなる利用拡大のため、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められ、令和8年4月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」（案）の意見募集が開始された。引き続き、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整するAFCシステムの構築や運用等に必要な検討を進めること。
・令和7年2月にローカル5Gの海上利用、同年4月に5.2GHz帯無線LANの上空利用、同年5月に携帯電話等の上空利用の拡大（一部のTDD方式の周波数帯を追加）が実現し、また、情報通信審議会からの答申を受け、上述のとおり6GHz帯無線LANの屋外での高出力化に向けた制度化の対応が進められている。引き続き、これら以外のシステムも含め、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。	・令和7年2月にローカル5Gの海上利用、同年4月に5.2GHz帯無線LANの上空利用、同年5月に携帯電話等の上空利用の拡大（一部のTDD方式の周波数帯を追加）が実現し、また、現在、情報通信審議会においては、上述のとおり6GHz帯無線LANの屋外での高出力化に向けた検討などが行われている。引き続き、これら以外のシステムも含め、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

④ 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（ローカル5G）

修正概要	対象ページ
ローカル5Gについて、「運用調整機関を活用した免許手続簡素化」に関して15.35～36GHzの評価結果（P125）で言及している一方で、その前段に現状の記載がなかったため、P93、123にアクションプラン記載状況及び情報通信審議会の状況を追記。	P93、123

参考　P125の評価の記載

・ローカル5G（28.2～29.1GHz）については、今回の調査の結果、免許人数は減少しているものの、陸上移動局（端末）の無線局数が大幅に増加した。対応機器を含め、ミリ波利用の普及はローカル5Gと携帯電話で相乗効果も期待できると考えられる。ローカル5Gについては、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が免許を申請しているが、より一層の普及に資するため、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）に記載のとおり、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討を推進すること。

意見募集後の修正	意見募集時
②ローカル5Gの海上での利用に向けた制度整備等 （略） また、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）において以下のとおり記載されているところ、令和8年7月に、情報通信審議会における検討が開始されている。 ローカル5G（4.6～4.9GHz）については、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和7年度中を目途に検討を開始する。	②ローカル5Gの海上での利用に向けた制度整備 （略）

④ 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（ローカル5G）

意見募集後の修正	意見募集時
③ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討 （略） この評価を受けて、周波数再編アクションプランにおいて以下のとおり記載されており、海上利用等については令和7年2月、上空利用については同年5月に制度整備が完了していること、また、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入等に関しては令和8年7月に情報通信審議会において検討開始していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。 （略） 周波数再編アクションプラン（令和7年度版） 5G（28GHz帯）及びローカル5G（28.2～29.1GHz）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和6年12月）を踏まえ、令和7年5月に制度整備を実施した。 ローカル5G（28.2～29.1GHz）については、手続が簡素化された実験試験局制度を令和7年7月に導入した。さらに、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和7年度中を目途に検討を開始する。	③ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討 （略） この評価を受けて、周波数再編アクションプランにおいて以下のとおり記載されており、また、海上利用等については令和7年2月、上空利用については同年5月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。 （略） 周波数再編アクションプラン（令和7年度版） 5G（28GHz帯）及びローカル5G（28.2～29.1GHz）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和6年12月）を踏まえ、令和7年5月に制度整備を実施した。

⑤ 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（26GHz帯オークション）

修正概要	対象ページ
26GHz帯オークションについて、令和8年6月に落札者が決定、同年7月に認定が行われたため修正。	P120、125、163

意見募集後の修正	意見募集時
26GHz帯については、令和7年5月、情報通信審議会情報通信技術分科会において5Gと他システムとの共用条件を含む技術的条件に係る一部答申があり、これを踏まえて5Gに係る技術基準が整備され、既存無線システムと共用可能性が高い周波数に関しては令和8年3月に価額競争での5Gへの割当てを実施するための指針を整備の上、同年6月に価額競争が実施された。その後、同月末に落札結果が公示され、同年7月に落札者に対し、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定が行われた。	26GHz帯については、令和7年5月、情報通信審議会情報通信技術分科会において5Gと他システムとの共用条件を含む技術的条件に係る一部答申があり、これを踏まえて5Gに係る技術基準が整備され、既存無線システムと共用可能性が高い周波数に関しては令和8年3月に価額競争での5Gへの割当てを実施するための指針を整備の上、当該指針に基づき価額競争の参加申請の受付がなされている。
本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、（略）、26GHz帯において価額競争による5Gへの割当てに向けた対応が取られたこと等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。 更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。 （削除） （略）	本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、（略）、26GHz帯において価額競争による5Gへの割当てに向けた対応が進展している等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。 更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。 ・26GHz帯については、我が国において初めて価額競争による割当てが行われるものであり、高い周波数帯を活用した創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が促進されることが期待されるため、引き続き、着実な実施に向けた取組を実施していくこと。 （略）
（削除）	・26GHz帯について、価額競争による割当てに向け、引き続き、着実な実施に向けた取組を実施していくこと。

⑥ 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（その他誤記等修正）

修正概要	対象ページ
その他、誤記等修正 ・900MHz帯活用方針のとりまとめ時期（P56） ・800MHz広帯域小電力・三次元測位の電監審答申時期（P58） ・表や図の注釈に、利用状況調査の資料向けの記載があったため、削除（P46ほか多数）	P56、58、46ほか

意見募集後の修正	意見募集時
800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る技術基準については令和8年3月に電波監理審議会から答申が出され、また、800MHz帯MCA陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び900MHz帯高度MCA陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz帯の活用方策」の検討が行われ、令和8年5月にとりまとめられていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。	800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る技術基準については令和8年3月に電波監理審議会から答申が出され、また、800MHz帯MCA陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び900MHz帯高度MCA陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz帯の活用方策」の検討が行われ、令和8年4月にとりまとめられていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。
デジタルMCA陸上移動通信システムの移行により開放される周波数において、三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムのニーズがあり、その技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年3月に電波監理審議会から答申が出されている。	デジタルMCA陸上移動通信システムの移行により開放される周波数において、三次元測位システム及び800MHz帯広帯域小電力無線システムのニーズがあり、その技術的条件について令和7年10月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年度4月に電波監理審議会から答申が出されている。
*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。 *2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国BWA)の免許人数・無線局数は含まない。 *3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。	*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第1章第4節を参照のこと。 *2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国BWA)の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第1章第2節を参照のこと。 *3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。詳細は、第1章第4節を参照のこと。

⑥ 各種システム（714MHz超の周波数帯）の評価の修正（その他誤記等修正）

修正概要	対象ページ
その他、誤記等修正 ・別添１区分（３）の表「調査票調査（有効回答数）」に一部誤記があったため修正（P174、175）	P174、175

意見募集後の修正（一例）

No	無線システム		調査票調査（有効回答数）
26	映像STL/TTL/TSL(Bバンド)		-
27	映像FPU(Bバンド)		26
28	6GHz帯電気通信業務用固定無線システム		21
29	衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)		10
30	移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)		3
31	映像STL/TTL/TSL(Cバンド)		90
32	映像FPU(Cバンド)		86
33	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)		101
34	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])		15
35	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国])	（略）	-
36	映像STL/TTL/TSL(Mバンド)		59
37	音声STL/TTL/TSL(Mバンド)		91
38	放送監視制御(Mバンド)		30
39	映像STL/TTL/TSL(Dバンド)		129
40	映像FPU(Dバンド)		111
41	7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)		383
42	映像STL/TTL/TSL(Nバンド)		47
43	音声STL/TTL/TSL(Nバンド)		3
44	放送監視制御(Nバンド)		-
45	地球探査衛星		6
46	実験試験局(5.85GHz超8.5GHz以下)		-
47	その他(5.85GHz超8.5GHz以下)		-
合計			1,388

意見募集時

No	無線システム		調査票調査（有効回答数）
26	映像STL/TTL/TSL(Bバンド)		129
27	映像FPU(Bバンド)		26
28	6GHz帯電気通信業務用固定無線システム		21
29	衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)		10
30	移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)		3
31	映像STL/TTL/TSL(Cバンド)		90
32	映像FPU(Cバンド)		86
33	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)		105
34	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])		19
35	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国])	（略）	
36	映像STL/TTL/TSL(Mバンド)		59
37	音声STL/TTL/TSL(Mバンド)		91
38	放送監視制御(Mバンド)		30
39	映像STL/TTL/TSL(Dバンド)		129
40	映像FPU(Dバンド)		111
41	7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)		464
42	映像STL/TTL/TSL(Nバンド)		47
43	音声STL/TTL/TSL(Nバンド)		3
44	放送監視制御(Nバンド)		
45	地球探査衛星		6
46	実験試験局(5.85GHz超8.5GHz以下)		
47	その他(5.85GHz超8.5GHz以下)		
合計			

意見募集後の状況を反映するための修正等（公共業務用無線局）

修正概要	対象ページ※
① 6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P4、17、18、19、71
② 公共業務用テレメータ等のデジタル化について、令和8年7月に情報通信審議会における検討が開始したため修正。	P32、33、36、37、40、41、57、59、62、63、71
③ その他、更新漏れの対応等 ・「6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」は昨年7月に情報通信審議会から答申がなされているが、未更新であったため修正。 ・別添１の表中、「調査票調査(有効回答数)」に一部誤記があったため修正（P76、77）	P17、76、77

※令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果

これらの他、評価内容に関わらない形式的な整え、修正を行っております。

① 公共業務用無線局の評価の修正（6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等）

修正概要	対象ページ
6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。	P4、17、18、19、71

意見募集後の修正（一例）

電波利用システム	取組の方向性 ※1	令和7年度の評価結果	
		令和7年度の進捗	今後の取組
（略）			
(3)6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	周波数共用	無線LANとの周波数共用検討が完了	無線LANに係る技術基準を策定
(4)不公表システムB	周波数共用	無線LANとの周波数共用検討が完了	無線LANに係る技術基準を策定

総務省に対し共用検討状況を確認した結果、「令和8年4月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件に係る委員会報告案が取りまとめられ、同報告案について意見募集が行われている」としていたところ、その後、同年7月に情報通信審議会から当該技術的条件に係る答申がなされた。
これらにより、本システムと無線LANとの周波数共用条件がとりまとめられ、制度化に向けた対応が進められていることが確認された。

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が完了
（略）
本調査の結果、令和8年7月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」の答申がなされたことが確認された。

総務省においては、今後、当該答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

○ 他用途での需要が顕在化している周波数を使用する4システムについては、（略）6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）及び不公表システムBについては令和8年7月に情報通信審議会においてこれらのシステムと周波数共用することとなる無線LANの技術的条件に係る答申がなされたことが確認できた。（略）

意見募集時

電波利用システム	取組の方向性 ※1	令和7年度の評価結果	
		令和7年度の進捗	今後の取組
（略）			
(3)6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	周波数共用	無線LANとの周波数共用検討が進展	無線LANに係る技術基準を策定
(4)不公表システムB	周波数共用	無線LANとの周波数共用検討が進展	無線LANに係る技術基準を策定

総務省に対し共用検討状況を確認した結果、「令和8年4月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件に係る委員会報告案が取りまとめられ、同報告案について意見募集が行われている」としている。

これらにより、本システムと無線LANとの周波数共用検討が進展していることが確認された。

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が進展
（略）
本調査の結果、令和8年4月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」等の案をとりまとめ、意見募集が開始されたことが確認された。
総務省においては、今後、当該意見募集の結果及び同審議会からの答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

○ 他用途での需要が顕在化している周波数を使用する4システムについては、（略）6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）及び不公表システムBについては令和8年4月に情報通信審議会においてこれらのシステムと周波数共用することとなる無線LANの技術的条件案がとりまとめられたことが確認できた。（略）

② 公共業務用無線局の評価の修正（公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）等）

修正概要	対象ページ
公共業務用テレメータ等のデジタル化について、令和8年7月に情報通信審議会における検討が開始したため修正。	P32、33、36、37、40、41、57、59、62、63、71

意見募集後の修正（一例）	意見募集時
総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和4年～6年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、その後、令和8年7月に情報通信審議会において検討が開始されていることから、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。	総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和4年～6年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。
総務省において、令和4年度から令和6年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、令和8年7月に情報通信審議会における技術的条件の検討が開始されており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。	総務省において、令和4年度から令和6年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、情報通信審議会における技術的条件の検討開始に向けた準備を実施しているとしており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。
・総務省は、デジタル方式の機器が存在しないものについては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応すること。	・総務省は、デジタル方式の機器が存在しないものについては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応すること。

③ 公共業務用無線局の評価の修正（6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等）

修正概要	対象ページ
その他、更新漏れの対応等 ・「6/6.5/7.5GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」は昨年7月に情報通信審議会から答申がなされているが、未更新であったため修正。 ・別添１の表中、「調査票調査(有効回答数)」に一部誤記があったため修正（P76、77）	P17、76、77

意見募集後の修正（一例）

なお、6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、更なる高度化に向けた技術的条件について、情報通信審議会から令和7年7月に一部答申がなされている。

No	無線システム		調査票調査（有効回答数*2）
1	路側通信(MF帯)(特別業務の局)		4
2	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯)		7
3	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯、400MHz帯)		19
4	水防用(60MHz帯、150MHz帯)		8
5	災害対策・水防用無線(60MHz帯)		9
6	水防道路用無線		-
7	中央防災(150MHz帯)		-
8	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)		1
9	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)	（略）	-
10	石油備蓄(150MHz帯)		1
11	防災相互波(150MHz帯)		18
12	400MHz帯リンク回線(水防道路用)		-
13	中央防災(400MHz帯)		-
14	公共業務用ヘリテレ連絡用		11
15	気象援助用無線(400MHz帯)		4
16	15GHz帯ヘリテレ画像伝送		22
17	K-COSMOS無線(400MHz帯)		-
18～22	不公表システムC/D/E/F/G*3		-

意見募集時

上記ウのとおり、6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、更なる高度化に向けた技術検討が進められている。

No	無線システム		調査票調査（有効回答数*2）
1	路側通信(MF帯)(特別業務の局)		4
2	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯)		7
3	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯、400MHz帯)		19
4	水防用(60MHz帯、150MHz帯)		8
5	災害対策・水防用無線(60MHz帯)		9
6	水防道路用無線		-
7	中央防災(150MHz帯)		-
8	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)		1
9	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)	（略）	-
10	石油備蓄(150MHz帯)		2
11	防災相互波(150MHz帯)		19
12	400MHz帯リンク回線(水防道路用)		-
13	中央防災(400MHz帯)		-
14	公共業務用ヘリテレ連絡用		11
15	気象援助用無線(400MHz帯)		4
16	15GHz帯ヘリテレ画像伝送		22
17	K-COSMOS無線(400MHz帯)		-
18～22	不公表システムC/D/E/F/G*3		-